

国立大学法人琉球大学入札監視委員会設置要項

（平成26年2月19日
制 定）

（趣旨）

第1条 この要項は、国立大学法人琉球大学工事請負契約要領第23条第2項の規定に基づき、国立大学法人琉球大学入札監視委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第1条の2 委員会は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）の趣旨を踏まえ、国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）において発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について、入札・契約の過程及び内容の透明性並びに公正な競争を確保することを目的とする。

（委員会の事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- （1）本法人が発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- （2）前号の報告のうち委員会が抽出したものに関し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- （3）次に掲げる事項に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。
 - イ 入札・契約手続（政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものに係るものを除く。）
 - ロ 指名停止又は警告若しくは注意の喚起
 - ハ 工事等成績評定
- （4）その他学長が審議を要すると認めたこと。

（組織）

第3条 委員会は、委員3人以上で組織する。

- 2 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、学長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の氏名及び職業は、公表する。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は会務を掌理し、委員会を代表する。
- 7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する

委員がその職務を代理する。

(会議の開催)

第4条 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として年に1回以上開催する。

- 2 第2条第4号の事務に係る会議は、必要に応じて開催する。
- 3 前2項に規定する会議は、非公開とし、議事の概要は、公表する。
- 4 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 5 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の具申又は勧告)

第5条 委員会は、第2条第1号又は第2号の事務に関し、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、学長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

- 2 委員会は、前項に規定する意見の具申又は勧告を行った場合には、これを公表する。

(再苦情処理)

第6条 委員会は、第2条第3号の事務に関し、再苦情の申し立てがあったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

- 2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を学長に報告するとともに、公表する。
- 3 前項の報告は、再苦情の申し立てがあった日から概ね50日以内に行わなければならない。

(議事参加の制限)

第7条 委員は、第2条第2号、第3号及び第4号の事務に関し、次に掲げる場合は、議事に加わることは出来ない。

- (1) 自己又は3親等以内の親族の利害関係がある場合
- (2) 委員が、議事の対象となる発注機関の役職員であった場合

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、施設運営部施設企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第11条 この要項の改廃は、施設を担当する理事が行う。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から実施する。

附 則（平成28年10月25日）

この要項は、平成28年10月25日から実施する。

附 則（平成30年3月30日）

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（令和6年2月29日）

この要項は、令和6年3月1日から実施する。